

ビザ発給の原則

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●王国内に入国する外国人に対する査証発給及び査証変更についての出入国管理事務局令第49/2558号

〔前文冒頭省略〕 仏暦二五五七年一〇月二二日付けの査証発給及び査証の種類変更の原則と方法についての出入国管理事務局規則の第三項の内容に基づく権限により、仏暦二五五二年八月一〇日付けの出入国管理事務局令第175/2552号、及び仏暦二五五七年七月二一日付けの出入国管理事務局令第176/2557号を廃止し、査証発給及び査証の種類変更の申請における事由と必要性、審査原則、及び審査を構成する書類リストを本命令末尾表に定める。

ここに仏暦二五五八年〔西暦二〇一五年〕三月一七日から（施行する）。

〔官報公示日/西暦二〇一五年四月九日〕

★仏暦二五五八年三月一七日付けの出入国管理事務局令第49/2558号に基づく、査証発給及び査証の種類変更の申請における、事由と必要性、審査原則、及び審査を構成する書類リストを示す表

【事由と必要性】

1、公務

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、局または局と同等以上の官公庁からの査証発給、もしくは査証の種類変更の申請を保証する書類

*以下、表の順序に沿って記載。

2、ビジネス上の必要性。例えば会社またはパートナーシップにおける勤務、など

【審査原則】

1、申請の職位がタイ人でも就労可能かどうか、及びその外国人の仕事が外国人就労法に従っているかどうか。

2、外国人は申請に沿った業務における知識、能力または経験を有し、使用者のビジネスと合致していなければならない、査証発給または査証の種類変更の必要性を有していなければならない。

3、外貨を持ち込む、資金を持ち込み国内で支出する、タイ人の雇用創出をもたらす、または最新技術を持ち込みタイ人に技術移転する事業である。

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

- 3、雇用証明書、外国人雇用の必要性の説明書
- 4、その組織の登録の証拠の写し。例えば登記官が証明して6か月以内の会社またはパートナーシップの登記証明書
- 5、（もしあれば）付加価値税登録書、及び（もしあれば）登記官が証明して6か月以内の株主名簿の写し
- 6、学歴または職歴の証拠の写し、もしくはソートーモー [出入国管理局] が定めた学歴及び職歴の証明書
- 7、ソートーモーが定めた書式に従った雇用保証書式
- 8、最新年度の財務諸表及び法人所得税の領収書と納税書類（もしなければ説明させる）
- 9、国際貿易ビジネス（駐在員事務所）、地域統括事務所及び多国籍企業（支店）は5項と8項に基づく書類は示さなくてもよい。

3、1000万バーツ以上を投資するための場合

【審査原則】

- 1、1000万バーツ以上をタイ国に送金した証拠を有する
- 2、1000万バーツ以上の購入価格または賃借価格において、関係機関もしくは官公庁からの、コンドミニウム内のユニット購入、または期間3年以上の賃借による投資の証拠を有する、または
- 3、タイ国籍者が50%超の株主であるタイ国内登記の銀行に1000万バーツ以上の定期預金をすることによる投資の証拠を有する、または
- 4、1000万バーツ以上の公債、または国営企業債の購入による投資の証拠を有する、または
- 5、2、3または4に基づく投資の合計が1000万バーツ以上にのぼる証拠を有する

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、銀行からの外国からタイ国に送金した証拠の写し
- 4、コンドミニウム・ユニットの売買契約の写し、及び関係機関または官公庁からのコンドミニウム・ユニット所有者であることを示す登記書の写し（コンドミニウムの場合のみ）、もしくは長期賃貸借契約の写し、または
- 5、銀行からの預金証明書、及び預金の証拠の写し（預金による投資の場合のみ）、または
- 6、債券の写し（公債または国営企業債への投資の場合のみ）

4、関係省庁局から承認を受けた投資

【審査原則】

関係省庁局から保証を受け、申請がある

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し

3、局または局と同等以上の官公庁からの査証発給、もしくは査証の種類変更の申請を保証する書類

5、投資奨励法の規定下の投資

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、局または局と同等以上の官公庁からの査証発給、もしくは査証の種類変更の申請を保証する書類

6、教育

6・1、教員

6・1・1、国の高等教育機関

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、学部長以上からの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類

4、雇用証明書式

6・1・2、民間の高等教育機関

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、学長からの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類

4、雇用証明書式

5、雇用契約書

6、申請人の学位資格

7、教育機関設立許可書、及び学長任命認可書

6・1・3、インターナショナル・スクール

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、インターナショナル・スクールからの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類

- 4、雇用証明書式
- 5、雇用契約書
- 6、学校設立許可書
- 7、校長就任許可書
- 8、申請人の学位資格

6・1・4、国の学校

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、教育省管轄下の局または局と同等以上の官公庁、もしくは監督責任を有する県知事からの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類
- 4、雇用証明書式

6・1・5、民間の学校

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、教育省管轄下の局または局と同等以上の官公庁、もしくは監督責任を有する県知事からの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類
- 4、雇用証明書式
- 5、申請人の学位資格
- 6、学校設立許可書
- 7、校長就任許可書
- 8、雇用契約書

6・2、生徒または学生

6・2・1、国の高等教育機関

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、学部長以上からの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類

6・2・2、民間の高等教育機関

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、学長からの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類
- 4、教育機関設立許可書、及び学長任命認可書

6・2・3、インターナショナル・スクール

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、インターナショナル・スクールからの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類
- 4、学校設立許可書
- 5、校長就任許可書

6・2・4、国の学校

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、教育省管轄下の局または局と同等以上の官公庁、もしくは監督責任を有する県知事からの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類

6・2・5、民間の学校

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、教育省管轄下の局または局と同等以上の官公庁、もしくは監督責任を有する県知事からの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類
- 4、学校設立許可書
- 5、校長就任許可書

7、マスコミ業務遂行

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、局または局と同等以上の官公庁からの査証発給、もしくは査証の種類変更の申請を保証する書類

8、関係省庁局から承認を受けた布教

8・1、仏教教育、修行の場合

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、国家仏教本庁、または総理府、マハーチュラロンコン・ラーチャウィタヤライ、マハーモンクット・ラーチャウィタヤライからの査証発給、または査証の種類変更の要請書類

8・2、布教の場合

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、宗教局、または国家仏教本庁からの査証発給、もしくは査証の種類変更の要請書類

9、科学上の研究、または王国内の研究所もしくは教育機関での研修

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し
- 3、局または局と同等以上の官公庁からの査証発給、もしくは査証の種類変更の申請を保証する書類

10、職人または専門家としての職務遂行

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

- 1、申請書
- 2、申請人の旅券の写し

3、局または局と同等以上の官公庁からの査証発給、もしくは査証の種類変更の申請を保証する書類

1 1、仏暦二五二二年移民法令の第三四条（一）（二）（五）（六）（七）（一〇）（一一）（一二）（一三）（一四）に基づき一時滞在許可を得た外国人の家族である場合（父母、配偶者、子、養子、または配偶者の子のみ）

*注／移民法第三四条（一）外交（二）公務（五）ビジネス（六）投資（七）BOI投資（一〇）教育・見学（一一）報道（一二）布教（一三）研究（一四）専門家

【審査原則】

1、関係を示す証拠

2、配偶者の場合、法律上かつ事実上の関係を有していなければならない、または

3、子、養子または配偶者の子である場合、その子は婚姻しておらず、同居し、満20歳未満でなければならない、または

4、父母の場合、満50歳以上でなければならない

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、申請人が同居しなければならない外国人の旅券の写し

4、関係を示す書類の写し。例えば婚姻の証拠、出生証明書の写し、子の証明登録の証拠、戸籍の写し、養子縁組登録の証拠、もしくは官公庁か関係機関からのその他の証拠。

5、申請人がビジネス目的の外国人に同行する場合、申請人が同居しなければならない外国人の労働許可書または保証書に加え、（もしあれば）目的、付加価値税登録書、株主名簿とともに法人登記証明書を示す。

1 2、王国内居住者の家族である場合（父母、配偶者、子、養子、または配偶者の子のみ）

*注／居住ビザを持つ外国人の家族

【審査原則】

1、関係を示す証拠

2、配偶者の場合、法律上かつ事実上の関係を有していなければならない、または

3、子、養子または配偶者の子である場合、その子は婚姻しておらず、同居し、満20歳未満でなければならない、または

4、父母の場合、満50歳以上でなければならない

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、関係を示す書類の写し。例えば婚姻の証拠、出生証明書の写し、子の証明登録の証拠、戸籍の写し、養子縁組登録の証拠、もしくは官公庁か関係機関からのその他の証拠。

4、居住者の居住許可書 [バイ・サムカン・ティンティーユー] の写し、及び外国人身分証明書 [バイ・サムカン・プラチャムトゥア・コンターンダーオ] の写し

13、12、タイ国籍者の家族である場合（父母、配偶者、子、養子、または配偶者の子のみ）

【審査原則】

1、関係を示す証拠

2、配偶者の場合、法律上かつ事実上の関係を有していなければならない、または

3、子、養子または配偶者の子である場合、その子は婚姻しておらず、同居し、満20歳未満でなければならない

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、関係を示す書類の写し。例えば婚姻の証拠、出生証明書の写し、子の証明登録の証拠、戸籍の写し、養子縁組登録の証拠、もしくは官公庁か関係機関からのその他の証拠

4、配偶者、父母、子、または養子のタイ国籍を有する証拠の写し。例えば国民証、家屋登録書 [タビヤンバーン] の写し、または官公庁か関係機関からのその他の証拠

14、公共事業または公共慈善団体、国際民間団体、財団、協会、国際商工会議所、タイ国商業会議所もしくはタイ国工業連盟での勤務のため

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査する。

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、局または局と同等以上の関係する国営企業、もしくは官公庁からの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類

15、リタイヤ生活を送る高齢者である

【審査原則】

満50歳以上、かつソートーモーが定めた預金または所得を有していなければならない

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、80万バーツ以上のタイ国内の銀行からの預金残高証明書と定期預金または普通預金通帳の写し、または

4、月6万5000バーツ以上の所得を有するものであることを示す大使館または領事館からの証明書、または

5、3項に基づく預金の証拠と4項に基づく所得の証拠（1年間）が合計で80万バーツ以上

16、公務上必要なスポーツコーチとして入国

*注／公的機関が認めた競技コーチ

【審査原則】

公務上の必要に基づくタイ人選手のコーチである

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、スポーツ協会、または局もしくは局と同等以上の関係する官公庁からの査証発給、または査証の種類変更の申請を保証する書類

17、プロサッカー選手の場合

【審査原則】

申請の事由と必要性に従い許可を審査するとともに、観光査証を取得しているか審査する。

注 「マー・トッドソープ・フィータオ・フットボーンまたは「Football Player Trial」

【書類リスト】

1、申請書

2、申請人の旅券の写し

3、出入国管理事務局の書式に従った外国人就労保証書

4、労働許可書の写し（営業地変更の場合のみ申請受理書使用可）

5、その組織の登録の証拠の写し。例えば登記官が証明してから6か月以内の会社登記証明書、または公的機関からの設立許可書の写し、もしくは関係官公庁からの営業許可書の写し。

6、登記官が証明してから6か月以内の株主名簿の写し（会社の場合にのみ）

7、会社、協会、クラブ、または団体からの申請人の雇用保証書

8、雇用契約

9、タイ国スポーツ公団からの保証書

10、入国前の査証申請で使用する、その国の外務省または責任機関からの保証を通じた、申請人がプレーする／プレーしていた会社、協会／サッカークラブの選手であることを示した英語の保証の証拠の写し

注 英語またはその他の言語の書類はタイ語に翻訳し、領事局の証明を要する

（おわり）